

(案)

令和2年2月香川県広域水道企業団議会定例会議案

香川県広域水道企業団

令和2年2月香川県広域水道企業団議会定例会議案一覧

第 1 号	令和元年度香川県広域水道企業団水道事業会計補正予算議案	1
第 2 号	令和元年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算議案	5
第 3 号	令和2年度香川県広域水道企業団水道事業会計予算議案	7
第 4 号	令和2年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計予算議案	13
第 5 号	香川県広域水道企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例議案	17
第 6 号	香川県広域水道企業団職員の退職管理に関する条例議案	19
第 7 号	香川県広域水道企業団監査委員の事務局職員の旅費等に関する条例議案	20
第 8 号	香川県広域水道企業団議会の事務局職員の旅費等に関する条例議案	22
第 9 号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整備に関する条例議案	23
第 10 号	香川県広域水道企業団監査委員条例の一部を改正する条例議案	33
第 11 号	香川県広域水道企業団工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例議案	35
第 12 号	香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例議案	36
第 13 号	香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例議案	38
第 14 号	香川県広域水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例議案	40
第 15 号	公平委員会の事務の委託について	41

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

令和元年度補正予算

香川県広域水道企業団水道事業会計

(第 1 号)

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

PHYSICS DEPARTMENT

第1号

令和元年度香川県広域水道企業団水道事業会計補正予算議案

(総則)

第1条 令和元年度香川県広域水道企業団水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 令和元年度香川県広域水道企業団水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(既定予定量)		(補正予定量)	(計)
(1) 給水戸数	417,137戸		851戸	417,988戸
(2) 年間総給水量	126,529,000m ³	△	1,218,013m ³	125,310,987m ³
(3) 1日平均給水量	345,707m ³	△	3,327m ³	342,380m ³
(4) 主な建設改良事業				
広域水道施設整備事業	1,086,754千円		149,482千円	1,236,236千円
経年施設更新整備事業	10,507,890千円	△	51,706千円	10,456,184千円

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既定予定額)		(補正予定額)	(計)
		収	入	
第1款 水道事業収益	24,685,467千円		915,738千円	25,601,205千円
第1項 営業収益	21,979,512千円	△	40,262千円	21,939,250千円
第2項 営業外収益	2,209,780千円		35,001千円	2,244,781千円
第3項 特別利益	496,175千円		920,999千円	1,417,174千円
		支	出	
第1款 水道事業費用	22,804,502千円		750,558千円	23,555,060千円
第1項 営業費用	21,169,937千円		54,827千円	21,224,764千円

第2項 営業外費用	948,210千円	494,821千円	1,443,031千円
第3項 特別損失	636,355千円	200,910千円	837,265千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条中「11,313,214千円」を「12,394,945千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既定予定額)		(補正予定額)	(計)
	収		入	
第1款 水道事業資本的収入	7,886,050千円	△	1,309,138千円	6,576,912千円
第1項 企業債	4,894,100千円	△	1,738,250千円	3,155,850千円
第2項 出資金	596,647千円		40,007千円	636,654千円
第3項 補助金	1,515,099千円		487,605千円	2,002,704千円
第4項 負担金	662,096千円	△	52,318千円	609,778千円
第6項 固定資産売却代金	216,110千円	△	46,182千円	169,928千円
	支		出	
第1款 水道事業資本的支出	19,199,264千円	△	227,407千円	18,971,857千円
第1項 建設改良費	15,468,161千円	△	66,523千円	15,401,638千円
第2項 企業債償還金	3,492,444千円		3,059千円	3,495,503千円
第5項 補助金返還金	193,943千円	△	193,943千円	0千円
第7項 出資金返還金	0千円		30,000千円	30,000千円

(債務負担行為の補正)

第5条 予算第5条の債務負担行為の追加は、「別表 債務負担行為補正」による。

別表

債務負担行為補正

追加

事項	期間	限度額
収納伝票集計用 OCR機器整備事業	令和2年度	千円 1,646
水源能力検討業務	令和2年度	8,800

(企業債の補正)

第6条 予算第6条の表限度額の欄中「4,894,100千円」を「3,155,850千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第7条 予算第8条中「(1)職員給与費4,269,632千円」を「(1)職員給与費4,198,471千円」に、「(2)交際費613千円」を「(2)交際費588千円」に改める。

(構成団体からの補助金の補正)

第8条 予算第9条中「273,681千円」を「277,794千円」に改める。



令和元年度補正予算

香川県広域水道企業団工業用水道事業会計

(第 2 号)

2011年12月25日

12月25日

第2号

令和元年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算議案

(総則)

第1条 令和元年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 令和元年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(既定予定量)		(補正予定量)	(計)
(2) 年間総給水量	21,387,000m ³		70,000m ³	21,457,000m ³
(3) 1日平均給水量	58,436m ³		189m ³	58,625m ³
(4) 主な建設改良事業	経年施設更新整備事業	621,392千円	△ 37,031千円	584,361千円

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既定予定額)		(補正予定額)	(計)
		収	入	
第1款 工業用水道事業収益	842,412千円		△ 6,047千円	836,365千円
第1項 営業収益	790,457千円		6,348千円	796,805千円
第2項 営業外収益	51,955千円		△ 12,395千円	39,560千円
		支	出	
第1款 工業用水道事業費用	754,983千円		△ 11,411千円	743,572千円
第1項 営業費用	729,041千円		△ 36,869千円	692,172千円
第2項 営業外費用	20,942千円		25,458千円	46,400千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条中「369,755千円」を「500,193千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既定予定額)		(補正予定額)		(計)
	収		入		
第1款 工業用水道事業資本的収入	510,000千円		△ 174,115千円		335,885千円
第1項 企業債	510,000千円		△ 211,600千円		298,400千円
第2項 補助金	0千円		27,200千円		27,200千円
第3項 固定資産売却代金	0千円		10,285千円		10,285千円
		支		出	
第1款 工業用水道事業資本的支出	879,755千円		△ 43,677千円		836,078千円
第1項 建設改良費	641,850千円		△ 43,677千円		598,173千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条の表限度額欄中「510,000千円」を「298,400千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第8条中「(1) 職員給与費89,625千円」を「(1) 職員給与費79,629千円」に改める。

令和2年度当初予算
香川県広域水道企業団水道事業会計

(第 3 号)

第3号

令和2年度香川県広域水道企業団水道事業会計予算議案

(総則)

第1条 令和2年度香川県広域水道企業団水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数		425,054戸
(2) 年間総給水量		124,485,103m ³
(3) 1日平均給水量		341,055m ³
(4) 主な建設改良事業	広域水道施設整備事業	1,794,292千円
	経年施設更新整備事業	10,436,600千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		24,127,815千円
第1項 営業収益		21,895,867千円
第2項 営業外収益		2,231,891千円
第3項 特別利益		57千円
	支	出
第1款 水道事業費用		22,869,396千円
第1項 営業費用		21,370,280千円

第2項 営業外費用	1,429,525千円
第3項 特別損失	19,591千円
第4項 予備費	50,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額13,877,092千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 水道事業資本的収入		6,361,544千円
第1項 企業債		3,904,800千円
第2項 出資金		440,391千円
第3項 補助金		1,477,746千円
第4項 負担金		536,415千円
第5項 加入金		2,050千円
第6項 固定資産売却代金		142千円

	支	出
第1款 水道事業資本的支出		20,238,636千円
第1項 建設改良費		16,349,150千円
第2項 企業債償還金		3,568,084千円
第3項 他団体借入金償還金		4,744千円
第4項 基金造成費		10千円
第5項 補助金返還金		276,648千円
第6項 予備費		40,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
		千円
口座振替とりまとめ サービス委託	令和3年度 ～ 令和6年度	144,000
漏水修繕積算システム 保守点検業務委託	令和3年度 ～ 令和6年度	6,000
肥土山浄水場更新工事	令和3年度 ～ 令和6年度	2,805,547
中部浄水場排水処理 機械設備工事	令和3年度	199,000
中部浄水場排水処理 電気設備工事	令和3年度	159,000
西部浄水系管路維持修繕工事	令和3年度	4,500
中部浄水系上水管路維持修繕工事	令和3年度	4,000
綾川浄水系上水管路維持修繕工事	令和3年度	4,000
綾川浄水系上水管路維持修繕工事	令和3年度	2,200
東部浄水系管路維持修繕工事	令和3年度	18,000

事 項	期 間	限 度 額
西部浄水場電気・機械 設備維持修繕工事	令和3年度	千円 6,000
中部浄水場電気・機械 設備維持修繕工事	令和3年度	2,800
綾川浄水場電気・機械 設備維持修繕工事	令和3年度	7,000
東部浄水場電気・機械 設備維持修繕工事	令和3年度	5,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	千円 3,904,800	普通貸借又は証券発行 財政状況その他の事由により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	5.0以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金で、利率見直しを行った場合は、当該利率	% 償還期限は、据置期間を含め40年以内とし、その他は融資機関の融資条件による。ただし、企業団財政その他の都合により繰り上げ償還し、又は低利借換えすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費を、これらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 4,252,688千円

(2) 交際費 432千円

(構成団体からの補助金)

第9条 建設改良事業等に充てるため、構成団体からこの会計へ補助を受ける金額は、133,538千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、287,251千円と定める。



令和 2 年度当初予算

香川県広域水道企業団工業用水道事業会計

(第 4 号)

第4号

令和2年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計予算議案

(総則)

第1条 令和2年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数		38事業所
(2) 年間総給水量		21,318,000m ³
(3) 1日平均給水量		58,406m ³
(4) 主な建設改良事業	経年施設更新整備事業	712,987千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 工業用水道事業収益		832,207千円
第1項 営業収益		797,300千円
第2項 営業外収益		34,907千円
	支	出
第1款 工業用水道事業費用		781,343千円
第1項 営業費用		738,608千円
第2項 営業外費用		37,735千円
第3項 予備費		5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額576,281千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 工業用水道事業資本的収入		370,000千円
第1項 企業債		370,000千円
	支	出
第1款 工業用水道事業資本的支出		946,281千円
第1項 建設改良費		730,359千円
第2項 企業債償還金		54,042千円
第3項 他団体借入金償還金		160,880千円
第4項 予備費		1,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
中部浄水場排水処理事 機 械 設 備 工 事	令和3年度	101,000 千円
中部浄水場排水処理事 電 気 設 備 工 事	令和3年度	81,000
中部浄水系上水管路維持修繕工事	令和3年度	4,000
綾川浄水系上水管路維持修繕工事	令和3年度	5,000

事 項	期 間	限 度 額
中部浄水場電気・機械 設備維持修繕工事	令和3年度	千円 600
綾川浄水場電気・機械 設備維持修繕工事	令和3年度	1,500

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	千円 370,000	普通貸借又は証券発行 財政状況その他の事由により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	5.0以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金で、利率見直しを行った場合は、当該利率	% 償還期限は、据置期間を含め40年以内とし、その他は融資機関の融資条件による。ただし、企業団財政その他の都合により繰り上げ償還し、又は低利借換えすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款工業用水道事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費を、これらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

77,676千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

予 算 外 議 案

(第5号~第15号)

香川県広域水道企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例議案

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第1項及び第2項並びに第7条第1項並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期を定めた採用)

第2条 企業長は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 企業長は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

- (1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
- (2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
- (3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
- (4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(任期の更新)

第3条 企業長は、前条第1項又は第2項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が5年に満たない場合にあっては、あらかじめ当該職員の同意を得て、当該職員を採用した日から5年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

(特定任期付職員の給与の種類及び基準に関する特例)

第4条 企業長は、第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）の給料については、給料表を設けるものとする。

2 企業長は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、特定任期付職員業績手当を支給することができる。

3 香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第20号。次項において「給与条例」という。）第3条から第6条まで、第8条、第14条から第16条まで及び第20条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

4 特定任期付職員に対する給与条例第2条第3項及び第18条の規定の適用については、同項中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、同条第1項中「「管理職員」という。）」とあるのは「「管理職員」という。）又は香川県広域水道企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和2年香川県広域水道企業団条例第 号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

香川県広域水道企業団職員の退職管理に関する条例議案

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第2条 法第38条の2第1項、第4項及び第5項の規定によるもののほか、再就職者（同条第1項に規定する再就職者をいう。）のうち、同条第8項の国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）又はこれに類する者として規則で定めるものに対し、契約等事務（同項に規定する契約等事務をいう。）であつて離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者への届出)

第3条 管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いている職員であつた者は、離職後2年間、営利企業（法第38条第1項に規定する営利企業をいう。以下同じ。）以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他規則で定める場合を除き、規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に規則で定める事項を届け出なければならない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

第7号

香川県広域水道企業団監査委員の事務局職員の旅費等に関する条例議案

- 1 監査委員の事務局の職員の旅費（費用弁償として支給するものを含む。）、給与その他の身分取扱いに関しては、香川県広域水道企業団の企業職員の例による。
- 2 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、監査委員が定める。

附 則
 （施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
 （香川県広域水道企業団特別職の職員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部改正）
- 2 香川県広域水道企業団特別職の職員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例（平成29年香川県広域水道企業団条例第5号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（支給対象）</p> <p>第2条 略</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>2 略</p> <p>（費用弁償の額）</p> <p>第5条 略</p> <p>別表第1（第3条関係）</p>	<p>（支給対象）</p> <p>第2条 次に掲げる者（以下「特別職の職員」という。）がその職務に従事したときは、報酬及び費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p><u>（3） 前2号に掲げる者以外の非常勤の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「非常勤職員」という。）</u></p> <p>2 略</p> <p>（費用弁償の額）</p> <p>第5条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、別表第2に定めるもののほか、費用弁償として旅費を企業長が制定する企業管理規程の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、非常勤職員に係る費用弁償としての旅費の額は、企業長が定める額とする。</u></p> <p>別表第1（第3条関係）</p>

区 分	報 酬 額
略	
附属機関の委員等	略

区 分	報 酬 額
略	
附属機関の委員等	略
非常勤職員	企業長が定める額

(香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 3 香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第20号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第38条第4項の規定に基づき、<u>香川県広域水道企業団の企業職員</u>（以下単に「企業職員」という。）の給与の種類及び基準を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第38条第4項の規定に基づき、<u>香川県広域水道企業団職員</u>（以下「企業職員」という。）の給与の種類及び基準を定めるものとする。</p>

(規則への委任)

- 4 この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

第8号

香川県広域水道企業団議会の事務局職員の旅費等に関する条例議案

- 1 議会の事務局の職員の旅費（費用弁償として支給するものを含む。）、給与その他の身分取扱いに関しては、香川県広域水道企業団の企業職員の例による。
- 2 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例議案

(香川県広域水道企業団職員定数条例の一部改正)

第1条 香川県広域水道企業団職員定数条例(平成29年香川県広域水道企業団条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 企業長、議会及び監査委員の<u>事務部局に常時勤務する</u>一般職の職員(臨時の職にある者を除く。)の定数については、この条例の定めるところによる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 企業長、議会及び監査委員の<u>事務部局</u>の一般職の職員(臨時の任用職員を除く。)の定数については、この条例の定めるところによる。</p>

(香川県広域水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 香川県広域水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成30年香川県広域水道企業団条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(人事行政の運営等の状況の公表)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 職員(臨時に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)の任用の状況</p> <p>(2)～(10) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(人事行政の運営等の状況の公表)</p> <p>第2条 企業長は、毎年9月末までに、前年度における次に掲げる事項の概要を公表しなければならない。</p> <p>(1) 職員(臨時に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)の任用の状況</p> <p>(2)～(10) 略</p> <p>2 略</p>

(香川県広域水道企業団職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正)

第3条 香川県広域水道企業団職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例(平成30年香川県広域水道企業団条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

(休職の効果)

第6条 略

2・3 略

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定により企業長が定める任期の」とする。

(休職の効果)

第6条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について、企業長が定める。

2・3 略

(香川県広域水道企業団職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 香川県広域水道企業団職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料の月額の10分の1以下に相当する額<u>（規則で定める職員にあっては、規則で定める額）</u>を、給与から減ずるものとする。</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料の月額の10分の1以下に相当する額を、給与から減ずるものとする。</p>

(香川県広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 香川県広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u></p> <p>ア <u>次のいずれにも該当する非常勤職員</u></p> <p><u>(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) その養育する子が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第5条の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 第4条第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(法第2条第1項の条例で定める者)

第3条 略

(法第2条第1項の条例で定める日)

第4条 法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合に区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。) から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数

(法第2条第1項の条例で定める者)

第3条 略

をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

(法第2条第1項の条例で定める場合)

第5条 法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする

場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

(最初の育児休業が既にした育児休業から除かれる期間)

第6条 略

(法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第7条 略

- (1) 略
- (2) 育児休業をしている職員が第9条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。
ア・イ 略
- (3)～(6) 略
- (7) 第4条第3号に掲げる場合に該当すること又は第5条の規定に該当すること。
- (8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第8条 略

(育児休業の承認の取消事由)

第9条 略

(最初の育児休業が既にした育児休業から除かれる期間)

第4条 略

(法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第5条 法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 略
- (2) 育児休業をしている職員が第7条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。
ア・イ 略
- (3)～(6) 略

第6条 略

(育児休業の承認の取消事由)

第7条 略

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第8条 6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」)

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第10条 育児休業をした職員(規則で定める職員を除く。)が職務に復帰した場合におけるその者の号給については、他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

第11条 略

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第12条 略

- (1) 育児短時間勤務(法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が**第7条第1号ア**又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員が**第15条第1号**に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が**第7条第2号ア**又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。
- (3)・(4) 略
- (5) 育児短時間勤務の承認が、**第15条第2号**に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。
- (6)・(7) 略

第13条～第17条 略

という。)に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

- 2 基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第9条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号給については、事務局内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

第10条 略

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児短時間勤務(法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が**第5条第1号ア**又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員が**第14条第1号**に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が**第5条第2号ア**又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。
- (3)・(4) 略
- (5) 育児短時間勤務の承認が、**第14条第2号**に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。
- (6)・(7) 略

第12条～第16条 略

(短時間勤務職員の任用に係る任期の更新)

第18条 略

(短時間勤務職員の任用に係る任期の更新)

第17条 略

(部分休業をすることができない職員)

第18条 法第19条第1項の条例で定める職員は、育児短時間勤務をしている職員(法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。)とする。

(部分休業の承認)

第19条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 企業管理規程で定める育児のための特別休暇又は同規程で定める介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第20条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第21条 第14条の規定は、部分休業について準用する。

(委任)

第19条 略

(委任)

第22条 略

(香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第6条 香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成30年香川県広域水道企業団条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で一般職に属する地方公務員(以下「職員」という。)の給与は、給料及び手当とする。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で一般職に属する地方公務員(非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものを除く。以下同じ。))を除く。以下「職員」という。)の給与</p>

2・3 略

(管理職手当)

第4条 略

(扶養手当)

第6条 略

(住居手当)

第8条 略

(単身赴任手当)

第10条 略

(特地勤務手当等)

第12条 略

第13条 略

(管理職員特別勤務手当)

第18条 略

(期末手当)

第19条 略

(勤勉手当)

第20条 略

(災害派遣手当等)

第21条 略

(退職手当)

第22条 退職手当は、職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」とい

は、給料及び手当とする。

2・3 略

(管理職手当)

第4条 略

(扶養手当)

第6条 略

(住居手当)

第8条 略

(単身赴任手当)

第10条 略

(特地勤務手当等)

第12条 略

第13条 略

(管理職員特別勤務手当)

第18条 略

(期末手当)

第19条 略

(勤勉手当)

第20条 略

(災害派遣手当等)

第21条 略

(退職手当)

第22条 退職手当は、職員が勤続期間6月以上で退職した場合又は勤続期間6月未満で次の各号に掲げる事由により退職した場合に、職員の勤続期間

う。)を除く。以下この項において同じ。)が勤続期間6月以上で退職した場合又は勤続期間6月未満で次の各号に掲げる事由により退職した場合に、職員の勤続期間に応じて支給する。

(1)～(4) 略

2 前項に定めるもののほか、退職手当は、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員のうち、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日(特に勤務しないことが認められた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて6月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものに対して支給する。

3～5 略

(育児休業の承認を受けた職員の給与)
第25条 略

(非常勤職員の給与)
第28条 略

(特定の職員についての適用除外)
第29条 略

2・3 略

4 第4条、第6条、第8条、第10条、第18条、第20条及び第21条の規定は、会計年度任用職員には適用しない。

5 第12条及び第13条の規定は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員には適用しない。

に応じて支給する。

(1)～(4) 略

2～4 略

(育児休業の承認を受けた職員の給与)
第25条 地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。
2 前項の職員のうち企業長が定める職員には、同項の規定にかかわらず、期末手当又は勤勉手当を支給する。

(非常勤職員の給与)
第28条 企業職員で職員以外のものの給与については、職員の給与との権衡を考慮して、企業長が定める。

(特定の職員についての適用除外)
第29条 第14条から第16条までの規定は、管理職手当を受給する職員には適用しない。
2 第5条、第6条、第8条及び第22条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。
3 第5条、第6条、第8条、第10条及び第22条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。

6 第19条の規定は、任期が6月未満の会計年度任用職員その他の者で企業長が定めるものには適用しない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

香川県広域水道企業団監査委員条例の一部を改正する条例議案

香川県広域水道企業団監査委員条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第5号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（定期監査）</p> <p>第3条 <u>法第292条において準用する</u>法第199条第4項の規定による監査は、毎会計年度1回行う。</p> <p>2 略</p> <p>（随時監査）</p> <p>第4条 <u>法第292条において準用する</u>法第199条第2項、第5項若しくは第7項又は地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条の2第1項の規定により、監査委員において必要があると認める場合において、監査を行うときは、監査を行う日前5日までにその期日を企業長に通知しなければならない。ただし、緊急を要するときその他特別の必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>（請求又は要求に基づく監査）</p> <p>第5条 <u>法第292条において準用する</u>法第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項若しくは第242条第1項又は地方公営企業法第27条の2第1項若しくは同法第34条において準用する<u>法第243条の2の2第3項</u>の規定により監査の請求又は要求があったときは、その日の翌日から起算して7日以内に着手しなければならない。</p> <p>2 前項の監査を行うときは、監査を行う日前5日までにその期日を企業長に通知しなければならない。ただし、緊急を要するときその他特別の必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>（出納検査）</p> <p>第6条 <u>法第292条において準用する</u>法第235条の2第1項の規定による検査は、毎月25日（その日が休日に当たるときは、その翌日）に行う。</p>	<p>（定期監査）</p> <p>第3条 法第199条第4項の規定による監査は、毎会計年度1回行う。</p> <p>2 略</p> <p>（随時監査）</p> <p>第4条 法第199条第2項、第5項若しくは第7項又は地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条の2第1項の規定により、監査委員において必要があると認める場合において、監査を行うときは、監査を行う日前5日までにその期日を企業長に通知しなければならない。ただし、緊急を要するときその他特別の必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>（請求又は要求に基づく監査等）</p> <p>第5条 法第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項若しくは第242条第1項又は地方公営企業法第27条の2第1項若しくは同法第34条において準用する<u>法第243条の2第3項</u>の規定により監査又は検査の請求又は要求があったときは、その日の翌日から起算して7日以内に着手しなければならない。</p> <p>2 前項の監査又は検査を行うときは、<u>監査又は検査</u>を行う日前5日までにその期日を企業長に通知しなければならない。ただし、緊急を要するときその他特別の必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>（出納検査）</p> <p>第6条 法第235条の2第1項の規定による検査は、毎月25日（その日が休日に当たるときは、その翌日）に行う。</p>

2 略

(決算審査等)

第7条 法第292条において準用する法第241条第5項、地方公営企業法第30条第2項又は地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定による審査は、その付された日の翌日から起算して7日以内に着手しなければならない。

2 略

(決算審査等)

第7条 法第241条第5項、地方公営企業法第30条第2項又は地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定による審査は、その付された日の翌日から起算して7日以内に着手しなければならない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

香川県広域水道企業団工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例議案

香川県広域水道企業団工業用水道事業給水条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第24号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(料金) 第9条 略</p> <p>(延滞金の徴収) 第11条 使用者が料金を納期日までに納入しない場合において、企業長が期日を指定して督促してもなお納入しないときは、指定した期日の翌日から納入の日までの日数に応じ、未納額につき<u>当該指定した期日の翌日における民法（明治29年法律第89号）第404条に定める法定利率</u>で計算した延滞金を徴収する。 2 略</p>	<p>(料金) 第9条 水道料金（基本料金及び超過料金をいう。以下「料金」という。）の料率は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)・(2) 略 2～4 略</p> <p>(延滞金の徴収) 第11条 使用者が料金を納期日までに納入しない場合において、企業長が期日を指定して督促してもなお納入しないときは、指定した期日の翌日から納入の日までの日数に応じ、未納額につき<u>年14.5パーセントの割合</u>で計算した延滞金を徴収する。 2 前項に定める延滞金の額の計算につき同項に定める年当たりの割合は、<u>閏年</u>の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p>

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月30日までに香川県広域水道企業団工業用水道事業給水条例第11条第1項に規定する指定した期日が到来した場合における同条例第9条第1項に規定する料金の支払を受ける権利に係る延滞金の利率については、改正後の第11条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第12号

香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例議案

香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例（平成29年香川県広域水道企業団条例第6号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後	改正前
(通勤手当等) 第4条 略 2 略 3 前項の期末手当の額は、給料の月額に <u>100分の172.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略	(通勤手当等) 第4条 略 2 略 3 前項の期末手当の額は、給料の月額に <u>100分の167.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略

第2

改正後	改正前
(通勤手当等) 第4条 略 2 略 3 前項の期末手当の額は、給料の月額に <u>100分の170</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略	(通勤手当等) 第4条 略 2 略 3 前項の期末手当の額は、給料の月額に <u>100分の172.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略

附 則

(施行期日等)

- この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2の表の改正部分は、令和2年4月1日から施行する。
- 第1の表の改正部分による改正後の香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第3項の規定は、令和元年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例第4条第3項の規定を適用する場合には、第1の表の改正部分による改正前の香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例議案

香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第20号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料表) 第3条 給料については、職員の職務の種類に応じ、企業長は必要な種類の給料表を設けるものとする。 2・3 略</p> <p>(扶養手当) 第6条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。<u>ただし、次項各号（第2号を除く。）のいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、企業長が定める管理又は監督の地位にある職員に対しては、支給しない。</u> 2 <u>前項本文の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</u> (1) 略 (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (3) <u>22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u> (4) 略 (5) 略 (6) 略</p> <p>(地域手当) 第7条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して企業長が定める地域に在勤している職員に対して支給する。</p> <p>(労働組合のための職員の行為の制限の特例) 第30条 職員は、次に掲げる場合又は期間に限り、給与を受けながら、労働</p>	<p>(給料表) 第3条 給料については、職員の職務の種類に応じ、企業長は必要な種類の給料表を設ける<u>ことができる</u>。 2・3 略</p> <p>(扶養手当) 第6条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。 2 <u>前項の扶養親族</u>とは、次に掲げる者で他に生計の<u>みち</u>がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。） (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子<u>及び孫</u> (3) 60歳以上の父母及び祖父母 (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 (5) 重度心身障害者</p> <p>(地域手当) 第7条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して企業長が定める地域に<u>所在する公署</u>に在勤している職員に対して支給する。</p> <p>(労働組合のための職員の行為の制限の特例) 第30条 職員は、次に掲げる場合又は期間に限り、給与を受けながら、労働</p>

組合（地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第1項の労働組合をいう。）のためその業務を行い、又は活動することができる。

(1)・(2) 略

組合（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第1項の労働組合をいう。）のためその業務を行い、又は活動することができる。

(1)・(2) 略

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

第14号

香川県広域水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例議案

香川県広域水道企業団個人情報保護条例（平成29年香川県広域水道企業団条例第3号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(適用除外) 第54条 略 2 略</p> <p>(1) 略 (2) 漁業法（昭和24年法律第267号）<u>第117条第1項</u>に規定する免許漁業原簿に記録されている保有個人情報 (3) 略</p>	<p>(適用除外) 第54条 略 2 第2章第3節から第7節までの規定は、次に掲げる個人情報又は保有個人情報については、適用しない。</p> <p>(1) 略 (2) 漁業法（昭和24年法律第267号）<u>第50条第1項</u>に規定する免許漁業原簿に記録されている保有個人情報 (3) 略</p>

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

第15号

公平委員会の事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定により、香川県広域水道企業団は、香川県に、公平委員会の事務を次の規約により委託する。

記

香川県広域水道企業団と香川県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（公平委員会の事務の委託）

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、香川県広域水道企業団（以下「甲」という。）は、法律に基づき公平委員会の権限に属せしめられた事務を香川県（以下「乙」という。）に委託する。

（経費）

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

（その他必要な事項）

第3条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、甲及び乙が告示した日から施行する。



